

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	教育用コンピュータ維持管理・サポートデスク委託（汐入東小外11校）	No.5200482
工（納）期	平成28年 9月 1日 から 平成31年 8月31日まで	
契約締結日	平成28年 8月31日	
契約金額	3,426,192円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社内田洋行 営業本部 （法人番号：3010601023321）
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	平成 28 年 8 月18日

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>教育用コンピュータ維持管理・サポートデスク委託（汐入東小外 1 1 校）</p>
<p>指 名 業 者 (案)</p>	<p>名 称：株式会社内田洋行                  所在地：東京都江東区東陽 2 - 3 - 2 5                  代表者：営業本部取締役常務執行役員                  営業本部副本部長 高井 尚一郎</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、別途契約した「賃貸借契約（電子黒板用周辺機器汐入東小外 1 1 校及びデータセンター用サーバ）」により調達した機器を、学校現場等で円滑に利用できる環境を整備するために、問い合わせ対応や保守手配等を行うヘルプデスクを設けるものである。</p> <p>なお、26年度以降、賃貸借契約からヘルプデスクを切り離し、別途委託契約することとした。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>上記業者は31年度まで「荒川区タブレット PC 他導入運用委託」、「賃貸借契約(タブレット)PC他」でヘルプデスクを運用している。今回の既存 ICT 機器リース更改のヘルプデスクを上記事業者に合わせ、学校内で統一的に対応していくことで、効率的・効果的に ICT を運用することが可能となる。</p> <p>上記業者は、26年度以降、瑞光小外 1 4 校及び教育センターでの ICT 機器にかかるヘルプデスクをまとめて受託しており、混乱等はなく、問い合わせ及び保守手配等への対応が迅速と、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>本件は、平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までの長期継続契約を締結する。</p>